

第91回統計委員会議事録

1 日 時 平成27年9月17日（木）10:47～11:34

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、北村委員長代理、川崎委員、西郷委員、津谷委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、上田内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅱ期基本計画関連分）について
- (2) 諮問第80号の答申「小売物価統計調査の変更について」
- (3) その他

5 議事録

○西村委員長 定刻になりましたので、ただ今から第91回統計委員会を開催いたします。

本日は黒澤委員、白波瀬委員、前田委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単にお願ひします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

資料1として「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅱ期基本計画関

連分) (案)」とありますけれども、これは基本計画部会で使いました資料と同じものですので、先ほどの基本計画部会で用いました資料1を御覧いただきたく存じます。

なお、これは先ほど基本計画部会において細かい文言については部会長が検討の上、メール等を通じて委員の皆様の御了解を得るプロセスを踏むという段取りで、部会長一任という前提の下で御決定いただきました。

また、21世紀出生児縦断調査について、統計法第55条第3項の規定に基づく意見を述べることについても、文言については部会長が検討の上、メール等を通じて委員の皆様の御了解を得るプロセスを踏むという前提の下で、部会長一任という形での基本計画部会での決定がございました。

このほか、公表用の要旨・概要の作成についても部会長に一任されました。

さて、本日はそのほか、答申が1つあります。資料2が小売物価統計調査の変更についての答申案です。また、そのほか、匿名データの年次追加に係る審議について御議論いただくため、資料3「統計法第35条第2項の規定に基づく審議手続について(案)」を用意しております。

私からは以上です。

○西村委員長 それでは、議事に移ります。「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(第Ⅱ期基本計画関連分)について」です。

本件については、先ほどの基本計画部会において決定したとおり、細かな文言については、私の方で検討の上、メール等を通じまして委員の皆様の御了解を得るプロセスを踏みたいと思っています。

それから、21世紀出生児縦断調査について、統計法第55条第3項の規定に基づく意見を文部科学大臣及び厚生労働大臣に述べることにしたいと思えます。意見の文言につきましても、私のほうで検討の上、メール等を通じまして委員の皆様の御了解を得るプロセスを踏みたいと思えます。

このほか、要旨・概要の作成については基本計画部会長の私に一任いただきました。この前提の下で、本委員会として決定させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○西村委員長 どうもありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議事に移ります。サービス統計・企業統計部会において審議されていた諮問第80号「小売物価統計調査の変更」の答申案につきまして、サービス統計・企業統計部会の廣松部会長から御説明をいただきます。

○廣松委員 それでは、まずサービス統計・企業統計部会の開催状況について御説明をいたします。

この小売物価統計調査の変更に係る部会に関しましては、6月の統計委員会で諮問され

て以降、7月から計4回の部会審議を行いました。そして、9月3日に開催した最後の部会において、本日報告をさせていただき答申案を取りまとめたところです。

なお、第4回部会の議事概要は第3回部会と併せて、お手元の資料2の25ページ以降に参考2として添付しておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

それでは、答申案の内容について御報告いたします。時間の制約もありますし、7月及び8月の委員会でも部会報告として御説明しておりますので、本日は部会で重点的に議論した部分や意見を付した部分を中心に御説明いたします。

まず、資料2の1ページの「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」についてです。

結論として、今回の小売物価統計調査については、計画の変更を承認して差し支えないとしております。

ただし、これから御説明するとおり「(2) 理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要であるとしております。

その「(2) 理由等」ですが、まず「ア 動向編の調査品目の見直し」についてです。今回の部会審議では、個々の品目の廃止についてだけではなくて、調査品目を選定するための選定基準についても、その内容を具体的な資料に基づき詳細に検討いたしました。

資料の7ページから8ページ、別紙1-①が動向編の選定基準です。今回、こういう形で初めて明確な資料として提出していただいたわけですが、それを審議した結果、適当であると整理しました。

次に、1ページ目に戻っていただきまして「イ 調査計画における調査品目の名称整理」です。動向編の調査品目については、現在、調査の対象となる財又はサービスの名称が個別に調査計画に記載されておりますが、今回、これを「家計調査」の設定品目に準じた財又はサービス群の名称に変更したいというのが当初の計画案でした。

具体的にイメージしていただくために、2ページの図1に例を付けております。現行では、計画上、「あんパン」、「カレーパン」と記載されているのですが、これを「その他のパン」という形にしたいという当初の変更計画でした。

しかしながら、これでは答申案の2ページ目の1行目ですが、実際に調査されている品目が不明確となり、利用者の利便性が損なわれるおそれがあるなどの懸念が表明されました。

そこで、図1の【統計委員会修正案】、一番右のところですが、そこにあるとおり、家計調査の設定品目に準じた財又はサービス群を「上位品目」として新たに設けるとともに、従来、設定していた調査品目がこの上位品目よりも詳細な場合は、引き続き、調査計画に記載するよう変更計画を修正する必要があることを指摘いたしました。

結果として、家計調査の品目と、この小売物価統計調査の品目を結合することができるようになりました。

これを受けて、整理された動向編の品目を、11ページから16ページに添付しております。大変細かいものですので、後ほど御参照いただければと思います。

次に、もう一度資料2の2ページに戻っていただきまして「ウ 構造編の調査品目の表記方法及び調査品目の変更」についてです。

そのうち、まず（ア）についてですが、構造編についても、現在の調査計画では、動向編と同様、財又はサービスの名称が個別に記載されていますが、これを「総務大臣が指定する」旨の包括的な記載に変更したいというのが当初の計画案でした。しかしながら、先ほど申し上げた動向編と同様の理由から、現行と同じく、個別の品目名を列挙する方法を継続する必要があることを指摘いたしました。

（イ）になりますが、今回、構造編についても、品目の選定基準を検討いたしました。

資料の9ページから10ページにかけて添付いたしました別紙1-②が、構造編の選定基準です。この構造編の選定基準に関しても、先ほどの動向編の選定基準と同様、今回の部会でこういう形で具体的な提示がなされ、審議の結果、適当であると整理いたしました。

これを受けて整理した構造編の調査品目は、17ページに添付しております。これもかなり細かい品目名を挙げておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

「（2）理由等」については以上です。

続いて、3ページの「2 統計委員会諮問第41号の答申（平成24年1月20日）で示された『今後の課題』への対応状況」です。これについては、4ページの（2）及び（3）を中心に説明いたします。

まず「（2）『動向編』と『構造編』の連携」です。

ここでは、構造編のデータを用いた動向編の店舗選定の妥当性についての検証や、構造編と他の統計とのマッチングによる新たな統計表の作成などが指摘されております。

このうち、他の統計とのマッチングについては、調査実施者から、事業所の把握方法が異なることなどから困難との説明があり、やむを得ないと整理いたしました。

ただし、部会では本調査の調査対象名簿である「価格報告者台帳」において、経営組織や売場面積といった情報が把握されていることから、それらを用いた集計の充実について指摘がありました。

これについて、調査実施者においても、今後検討したい旨の説明がありましたので、6ページの「（2）名簿情報を活用した集計の充実」を今後の課題として付すことといたしました。

次に、4ページの「（3）特売価格、通信販売価格及び割引・特典サービスの実施状況の把握」です。

これについては、5ページの1行目にあるとおり、インターネット通販については、調査実施者から、平成29年度の可能な限り早い段階に開始する旨の説明がありましたので、この対応について適当と整理しました。

部会の審議では、当初、平成30年1月からの調査開始という案が示されていたのですが、早期化すべきであるという意見があり、調査実施者で再検討した結果、平成29年度に前倒しをするという方向が示されたものです。

一方、特売価格及び割引・特典サービスについては、調査実施者から安定的かつ継続的に把握することが困難であるとして、現時点では、把握しないとの説明があり、これについてもやむを得ないと整理しました。

ただし、特売価格の把握については、消費者の購買行動をより反映できるように検討すべきとの意見があったことや、調査実施者において引き続き把握方法について検討する予定であるとの説明がなされたことから、この点についても6ページの(3)を今後の課題として付すこととしております。

最後に、今回の答申における「今後の課題」についてです。

「(2) 名簿情報を活用した集計の充実」及び「(3) 特売価格の実施状況の把握」については既に御説明いたしましたが「(1) 選定基準の運用」については、今回の部会審議において初めて品目の選定基準を整理したことを踏まえ、機動的な品目選定が行われるよう、選定基準に沿って適時・適切に選定することという課題を付しております。

答申案の説明は以上です。

次に、19ページです。今回の小売物価統計調査に係る部会審議に関連して、この委員会でもいろいろ御意見を頂きました。それも踏まえ、参考資料1として「小売物価統計調査に係る部会審議結果について 一更なる改善に向けたロードマップ」という部会長メモを作成いたしました。これは先ほど御説明した答申を補完するものとして、部会審議全体を総括するとともに、答申に記載していない事項についての今後の方向性などを私が取りまとめたものです。

少し長目ですが、読み上げさせていただきます。

「小売物価統計調査に係る部会審議結果について 一更なる改善に向けたロードマップ」。

サービス統計・企業統計部会において審議した小売物価統計調査は、平成25年1月に、従前行われてきた毎月の調査を「動向編」、5年周期で行われてきた全国物価統計調査を隔月調査の「構造編」として再編するなどの体系的な見直しが行われ、その後、約2年が経過しております。さらに、本調査の結果は、経済財政運営の判断材料にとどまらず、国民生活にも大きな影響を及ぼす極めて重要な統計であり、その改良に不断の努力が求められています。

このため、今回の部会審議では、諮問事項の一環として調査品目の選定基準について、その解釈運用も含めた詳細な資料を調査実施者から初めて示していただき、その精査を通じて、本調査のさらなる充実を目指した評価・検討を行いました。また、第88回統計委員会。これは平成27年6月25日に開催されたものでございますが、そこにおいて示された本調査の集計事項の一つであります消費者物価指数、以下「CPI」といいますが、その改良

に関する意見、すなわち「消費税抜きCPIの作成及び公表について」及び「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について」、この2つについても、調査実施者や審議協力者の協力を得て、統計技術的・中立的な観点から真摯に議論を重ね、今後の取組の方向性について、共通の認識を得るなど、画期的かつ重要な意義を持った審議であったと評価しております。

この審議の中で示された調査実施者の取組状況や方針、これは後ろの参考1及び参考2、それぞれ21～24ページですが、それにつきまして、高く評価するところですが、本調査の重要性に鑑み、今回の答申案において指摘した事項に加えて、共通認識が得られました次のような点についても、拙速な対応は避けつつも、前向きかつ着実に取り組む必要があると考えます。

まずは、平成28年8月に予定されているCPIの基準改定について、その対応を着実に進めること。

「消費税抜きCPIの作成及び公表について」は、平成29年4月に予定されている消費税率の改定に合わせて、参考系列としての作成・提供を開始できるよう具体的な検討を進めるとともに、ニーズを踏まえた提供情報の充実を図ること。

「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について」は、平成29年度の可能な限り早期に試算結果を含めた研究成果を公表するとともに、継続的かつ幅広い検討・情報提供に努めること。

これらの検討に際しては、関係機関や学識経験者の協力も得ながら、国民共通の情報基盤としての公的統計の作成・公表の充実を図ること。

なお、今回の部会審議に関連しまして、住宅に関する統計の体系的整備についても、重要な課題であるとの指摘がありました。

また、平成24年の答申において「今後の課題」とされました小売物価統計調査とCPIとの関係については、今回の部会審議において一定の結論を得ましたが、公的統計の体系的整備という観点から新たなデータの利用などCPIの作成方法の見直し状況を踏まえて、今後も必要に応じて議論していくことが必要であると考えます。

以上、少し長文ですが、御報告いたします。

どうぞよろしく、御審議のほどをお願い申し上げます。

○西村委員長 ありがとうございます。

ここで、前田委員から御意見が出ているとのことですので、事務局から御紹介をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、前田委員から頂いたものを読み上げます。

統計委員会における「小売物価統計調査に係る部会審議結果について」に対する私見。

本日は所用のため出席できないことから、わたくしの考えを書面にて述べさせていただきます。

わたくしが6月25日の統計委員会の場で御要望させていただきました「消費税除く指数

の作成・公表」と「住宅の経年劣化を踏まえた家賃の品質調整」につきましては、部会において、精力的に審議していただいたと伺っております。委員の先生方や統計作成部局、事務局の方々に厚くお礼を申し上げます。

その結果、本日御報告された「小売物価統計調査に係る部会審議結果について」において、消費税除く指数及び家賃の品質調整ともに、前向きな取組方針が示されることとなりました。このような審議結果について、部会で共通の認識が得られたことは、案件の重要性に鑑みて、大変有意義かつ画期的なことと言えます。

また、長年にわたりCPIの精度向上に向けた重要な課題と考えていた「家賃の品質調整」について、具体的に検討が進められることになったのは、同統計のヘビーユーザーの一人として感慨深いものがあります。

わたくし個人としては、今後、関係者において、実際の統計作成・公表という目標をしっかりと念頭に置き、スピード感を持って検討を進めていかれることを切に希望いたします。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、答申案の御説明について御意見・御質問等はございますでしょうか。それから、部会長メモは、私は準答申という位置付けで非常に重要なものだと考えておりますので、それを含めて御審議いただければと思います。

どうぞ。

○宮川委員 どうもありがとうございます。

単なる質問なのですが、6ページの「3 今後の課題」の(2)の調査対象名簿に含まれている情報の一つの経営組織というものは、これは具体的にどのようなものかと考えてよろしいのでしょうか。

○廣松委員 調査実施者から、今の御質問に関して補足いただけますか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 統計局物価統計室長の小松です。

価格報告者台帳に示されました経営組織につきましては、5択の形でお話をお聞きしている格好になっておりまして、今、順次申し上げますが、個人、会社、農業協同組合、生活協同組合、その他の5区分でお聞きしております。

なお、念のためですが、調査事項としてではなくて、調査実務上の必要事項としてお伺いしている格好になっており、そういう形で把握させていただいています。

○宮川委員 ありがとうございます。

○西村委員長 ほかにいかがでしょうか。

○廣松委員 一言だけ。

今、調査実施者から説明がありましたが、この価格報告者台帳に関しては、今まで調査のための資料として使われてきたわけですが、今回初めて台帳そのものを提示していただき、今、説明があった項目以外にも幾つかが、調査のための情報として整備されております。

す。部会において、せっかく整備された情報があり、それを有効に使うことも必要ではないかというご意見があったことから、今後の課題の一つとして挙げた次第です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○北村委員 部会長メモにありました最後のところで、住宅に関する統計の体系的整備ということをお願いしたのですけれども、確かに今回審議した中で、住宅の品質の劣化みたいなことが重要ではあると言われたのですが、それを裏付けるようなパネルデータといいますか、そういう調査が不足していて、なかなか経済学的にきっちりと実証することが難しい。そういうことも明らかになったので、そういう意味ではこういうデータの整備も含めて考えていただかないと、このCPIに反映させるための経年劣化を品質調整するといっても、データがなかなか利用できないことになると調整が難しいということになりますので、これはもう少し広い意味で、統計委員会の中で示していただかないといけないことですが、是非考えていただきたいと思います。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

その点についても、今後の統計委員会の運営の中で取り入れていきたいと思います。私もこの点は非常に重要だと思っていますので、そうしていきたいと思っています。

どうぞ。

○廣松委員 もう一点、補足ですが、部会審議の中で、今回、主として家賃の経年劣化に伴う品質調整の議論が中心でしたが、これはどちらかといいますと、既存の物件の経年変化に伴う品質調整です。それとは別に、物件が新築されたような場合に、その扱いをどうするかということに関しても問題提起はあったのですが、それをどういう形で把握するかということに関して、基礎となる住宅関連の統計がないことには考えようがないという指摘もあり、ここではそれも含めたような形で、住宅に関する統計の体系的整備ということに言及した次第です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それで、今、家賃の経年変化についての話がありましたが、消費税抜きのCPIの作成・公表の件について、何か御意見がございますでしょうか。

それでは、一応、原案で御賛同が得られたと思います。

答申案についてお諮りしたいと思います。小売物価統計調査の変更についての本委員会の答申は、資料2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それでは、資料2によって総務大臣に対して答申いたします。サービス統計・企業統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での審議、どうもありがとうございました。

特に今回の審議においては、廣松部会長を中心に、品目の選定基準そのものについても初めて議論されたほか、統計委員会で提案したCPIの改善事項についても、十分な時間を割いて議論して下さったということで、非常に意義深い部会審議であったと認識しております。

さらに、審議の結果について、答申のほかに部会長メモ、これは私は準答申ぐらいの非常に強い、非常に重要なものであると考えておりますが、そういうものとして取りまとめられます。これについては、調査実施者におかれましては、その内容について、今後とも、着実にきちんと受けとめていただいて、前進していただければと思っております。

どうもありがとうございました。

それでは「(3) その他」に移りたいと思います。匿名データの審議についてです。

ここで、匿名データの審議について、部会長の北村先生から御説明をお願いいたします。

○北村委員 資料3「統計法第35条第2項の規定に基づく審議手続について(案)」について御説明申し上げます。

これは、匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化ということを整理したのですが、本件については第Ⅱ期基本計画において、手続の簡素化について検討するということがうたわれておまして、さきに国民生活基礎調査の匿名データ作成に係る諮問があったときに委員長からも、この点について検討するように指示がありましたので、匿名データ部会の構成員において検討して整理したものであります。

資料のタイトルにある統計法第35条というのは、基本統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ統計委員会の意見を聞かなければならないとなっております。いかなる場合でも諮問が必要とされているわけですけれども、実際には匿名データを作成している統計調査の中には労働力調査など匿名化手法が数年単位で変更がないものがありますので、手続を簡素化する可能性があるものがあるということで検討した次第です。

年次追加する場合も、一定の審議をすることが原則であるという意見だったのですけれども、労働力調査のように一度諮問・答申して、匿名化手法が変わらないうちはあえて諮問しなくても作成・提供してもらってもよろしいのではないかという結論に達しました。また、前回の諮問・答申と匿名化手法がほとんど変わらないような場合は、諮問はするが、部会審議はせずに統計委員会で審議するということとすれば、より匿名化のデータ提供のスピードアップが図れるのではないかと議論しました。

以上が主な趣旨ですけれども、少し具体的に御説明申し上げますと、まず「1 新たに年次追加する場合の事前準備」で、資料を作成するということとあります。それで、作成部局での検討結果などの資料もそれに付け加えていただくということをお願いしています。

それから、②で、その資料に基づく匿名化手法の変更点について確認し、③において次の3点、母集団情報に変更がないこと、匿名事項別の匿名化手法に変更がないこと、調査事項の変更が名称変更などの形式的なものであるということが確認できた場合は諮問審議

を要さないというふうにしました。それでも何か判断に疑問があるような場合は、匿名データ部会長の意見を聞くということで対応したいということでもあります。

この匿名化手法に関して、1つ加えておきたいことがあるのですが、これは討議の中で出てきたことですが、匿名化手法自体が進化しておりまして、利用者のニーズにも応えるとか、それから、いろいろな手法の変化に対して、今後、技術的・体系的な検討をしていく必要がある。個々の統計に関する匿名化の手法については諮問があるわけですが、それを上の段階で匿名化全体を考えるような仕組みといたしますか、研究会のようなものを立ち上げていただくことも必要ではないかと思いました。

これも委員長からもお話があったのですが、企業の匿名化というものは難しいということがずっと言われているわけですが、そういうものについても、匿名という形ですると明らかに企業というものは簡単に識別されてしまうわけですが、ほかの形でのデータの提供みたいなことも考えて、もう少し高所的に議論する場も必要ではないかということも議論しました。

それから、資料に戻りまして、2のところでは留意事項として2点挙げております。

①ですが、3年周期の調査の場合で平成22年、平成25年とデータがあって、平成22年の匿名化データについて諮問する場合に、既に調査が実施されていて、将来、匿名データを作成することが予想されている平成25年調査についても、平成22年と同様な作成方法が予定されていれば、あらかじめその旨を明示しておくこと。もちろん、実際に平成25年データを作成する際には同じような手続を取る必要があるわけですが、事前にそういう準備をしておいていただくと、その後の議論が簡素化できるということです。

それから、②ですが、匿名化手法の変更が限定的である場合は、諮問はするが、部会には付議せずに答申できるという形にしました。これはほかの調査でも、審議においても行われていることですが、匿名データについても同様の取扱いをお願いしたいということです。

以上が本資料についての説明ですが、匿名データ作成・提供を速やかに進めるために、本日はこの内容について統計委員会として決定していただきたいと思っております。

追加といいますか、最後ですが、匿名データの作成は統計法が施行されてからされているわけですが、現在でも総務省統計局で6調査、厚生労働省で1調査と、まだ少なく、これからもほかの府省からも提供をお願いしたいということと、今、議論しましたように、年次追加をスムーズに行うような形で、実際に公開されているデータとのラグみたいな形も、ある程度パターンを決めていただいて、順次提供していただくという形になればいいと思っております。

それから、匿名データについては、利用者側からのニーズというものが重要だと思われまますので、そういうことについても我々委員会の方で取り上げていただいて、それに対応できる方法を考えればと思っております。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明について、御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。
どうぞ。

○津谷委員 これは、手続を簡素化することによって匿名データの提供のスピードアップを図るという意味で大変有意義なことだと思います。このように文書にされたことは必要かつ重要であったとっております。

私の意見は本当に瑣末なのですけれども、この文書の表現について一言申し上げたいと思います。まず1の②の最後ですが、ここでは「しきい値基準によるトップコーディング・アンダーコーディング」という表現が使われています。「トップコーディング・アンダーコーディング」という表現ですが、こういうふうに言うことが一般的であるのでしたらよいのですが、通常「トップコーディング」の対語は「ボトムコーディング」ではないでしょうか。極端な値をそのまま残しておく個人が特定されてしまいますので、これらは匿名化に係る大変大事な作業なのですが、表現について違和感があります。トップコーディングに対してアンダーコーディングという言葉がもしあるとすれば、私の情報不足で申し訳ありません。ただ、この表現が引っ掛かりました。

そして、次の③について、これは単なる感想ですが、3行目から読みますと「前回答申からの変更がないものと判断でき」、その次に「、」を打った方が読みやすいのではないのでしょうか。これを読んだときに私自身が混乱しましたので、この部分は「でき、すでに当該匿名化手法について意見を聴いているため」とすると余計読みやすいかと思えます。

細かいことで済みません。以上です。

○西村委員長 それでは、私もボトムコーディングだと思いますけれども、これは確認を取って、適宜直す形にしたいと思います。

それから「、」の点は重要な点ですので、それはその形でお願いしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、本案についてお諮りいたします。

今、御指摘がありました匿名化手法の技術的・体系的な検討については、これはとても重要なことですので、事務局に検討をお願いして、また統計委員会のこの場で必要な議論をして措置を講じたいと思います。

「統計法第35条第2項の規定に基づく審議手続について（案）」を資料3のように決定してよろしいですか。また、御指摘のありました点については、この点は適宜修正する。余り大したことではありませんが、これも私に一任という形でお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」）

○西村委員長 どうもありがとうございます。それでは、資料3に適宜、委員長一任で修正を加えた形で、委員会決定とさせていただきたいと思えます。

本日予定しておりました議題は以上です。

なお、本日の統計委員会で、平成25年10月から始まりました今期（第4期）の統計委員会の委員による審議は最後となります。御多用の中、2年間にわたり審議の円滑な進行に御協力いただいたことを感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

なお、事務局からも一言、御挨拶があるということですので、お願いいたします。

○杉原内閣府大臣官房審議官 委員の皆様には、平成25年10月から2年にわたり、御自身の専門分野の観点に加え、統計全体を見据えた体系的な整備の観点から有益な御意見をいただきまして、大変感謝をしております。

委員御就任1年目には、第Ⅱ期の公的統計の整備に関する基本計画の諮問に対する答申をまとめていただきました。2年目には、従前から行ってきた基本計画のフォローアップに加え、統計委員会に諮問されたことがない基幹統計の見直しの状況の確認という新しい試みに取り組んでいただきました。皆様の提言内容は非常に貴重なものでございますので、政府全体として効果的かつ効率的な統計整備にいかしていきたいと考えております。

今後、複雑さを増す経済社会において、人々のニーズに適合した質の高い統計はますます重要になっております。皆様におかれても引き続き、統計委員会が高い中立性・専門性を十分発揮して、公的統計がよりよいものになるようにお導きいただけるようお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○田家総務省政策統括官 共同事務局を務めさせていただいております、総務省政策統括官室からも一言御礼を申し上げたいと存じます。

今期、先生方には、先ほどお話がありましたけれども、第Ⅱ期基本計画、統計法施行状況審議、2年間で17本に及びます基幹統計調査の変更、そして、未諮問の基幹統計の確認など、実に多岐にわたる事項につきまして、本当に多くの貴重なお時間を割いていただきまして、多くの貴重な答申・御意見等を頂きました。いずれも政府が統計行政を進める上で、また、実際の統計調査を実施していきます上で重要な根拠・指針となるものでございます。

私ども、今後とも先生方から頂戴いたしました御意見等を基に、国民から信頼される統計行政の推進、社会経済情勢への適切な対応、こういったことに全力を尽くしてまいりたいと考えております。今後とも我が国の統計の改善・充実に向け、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

簡単ではございますが、御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○西村委員長 それでは、以上をもちまして、第91回統計委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。